

## 4. 結果

### 1) 回収状況

調査は平成 24 年 6 月 15 日に開始し、平成 24 年 8 月 31 日を回答期日として実施した。調査票の回収は大幅に期限超過し、最終回答の受理は平成 25 年 2 月となった。多忙な業務の中で協力努力を惜しまなかつた全国の児童相談所の情報を最大限回収することに重点を置いた。

全国児童相談所 207 か所に加えて支所単位で回答してくれた 8 支所を加えた全 215 か所（ほかの支所は本所で回答）から回答があった。各所の体制について尋ねた所票は 100% の回収率である。A から B-4 までの個票については 214 箇所から回答（回収率 99.5%）があった（表 1、表 2）。

表 1. 回収回答数（対象か所 215\*）

調査票	回答箇所数	回収率
所票	215 か所	100%
個票	214 か所	95.5%

\*  
回収された対象数は全部で 216 か所であったが、そのうちの 1 か所は、支所が「本所において回答した」とのみ回答しており数値回答はなかったのを含めて 216 件と計上されている。したがって、実質の回答対象か所数は 215 か所（207 か所の児童相談所と 8 か所の支所）となっている。

表 2. 回答のあった個票の数

個票の種類	性暴力被害の対応種類	件 数
A 票	在宅あるいは別件での一時保護中に性暴力被害について対応した事例	1354
B 票 +	B-1 施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、一時保護した事例	11
	B-2 施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応、一時保護した事例	31
	B-3 施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例	49
	B-4 施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例	169
B 票合計		260
全 合 計		1614

### 2) 所体制について

#### 2)-1 管内人口規模

管内人口、児童人口の状況は表 3、表 4 のとおりである。管内人口が 10 万人未満、児童人口が 1 万人未満の児童相談所が 4 か所あるのに対して、管内人口 200 万人以上（児童人口は 12 万～180 万人）のところが 4 か所、児童人口だけでみると 20 万人以上のところは 17 か所となっている。表 3、4 は「別紙資料 1. 所票 表 1、2」の再掲である。

表 3. 管内人口（無回答 1 は本所で計上）

件 数	1 万人未満	1 万人未満	4 万人未満	7 万人未満	満 1 万人未満	満 1 万人未満	2 0 万人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216	13	73	49	48	28	4	1	690651.4	148490052
	100.0	6.0	33.8	22.7	22.2	13.0	1.9	0.5		100.0

表 4. 児童人口（無回答のうち 1 か所は本所で計上）

件 数	1 万人未満	1 万人未満	4 万人未満	7 万人未満	満 1 万人未満	満 1 万人未満	2 0 万人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計	
合 計	216	4	37	45	29	54	25	17	5	109587.4	23122935
	100.0	1.9	17.1	20.8	13.4	25.0	11.6	7.9	2.3		100.0

#### 2)-2 各職員配置状況

児童相談所の職員体制については、各所の規模の違いとともに課、係等の構成も多様で、簡単にはまとめきれない。ここでは児童相談所の相談対応を担当する職員を対象としたが後に述べるように、一時保護所、その

ほかの委託事業等の職員、様々な形で配置されている事務職・行政職員数が一部含まれている。また非常勤職員等は年度途中でも相談状況、予算状況に応じた増減があり、一定数に無いのが実態である。さらには保健師等には任命職種と個人資格としての職種のズレもある。所票として回収された各職種についての平成23年4月1日現在の人員は、別紙資料1. 所票 表3~16のとおりである。なお、表番号は同一職種の常勤・非常勤は同じ番号で表記しているため、実際の表数は28である。

このうち表3の職員数には行政職の管理職等も含まれており、直接相談職員だけではない数値となっている。また、表11（常勤・非常勤）の児童福祉司として任用されている保健師の数は表7の常勤児童福祉司の内数となっている。

表8~10の医師の常勤数の中には兼務の配置も含まれており、フルタイムに児童相談所の業務だけに専念できる状況ではない医師も含まれる。

表13（常勤・非常勤）の性的虐待専任職員とは、被害確認面接（forensic interview）を専任で担当する職員のことを指しており、多数の無回答は基本的に「0」であると解される。

表14(常勤・非常勤)の現職警察官は児童相談所の配置というよりも、各自治体の警察本部からの派遣職員として配置されている数値である(したがって非常勤は当然0となっている)。これに対して表15(常勤・非常勤)の退職警察官の雇用は児童相談所が雇用している人員数で、警察退職と同時に児童相談所に雇用される場合には警察側も状況把握しているが、それ以外の非常勤職員としての元警察官(OB)の雇用は児童相談所側の認知によるもので、必ずしも地元警察が認知・把握していない数も含まれている。

表 16（常勤・非常勤）について数か所で一時保護所職員や委託事業、関係機関のスタッフを算入していることを確認、いずれも除外すると表 16（常勤）では 10 人以上の各項が、表 16（非常勤）では 10 人以上の項が 0 となる。

表5、図1はこうした数値上の調整を経た後の各職種の全数集計結果である。

- 相談対応職員総数には、直接個別の相談担当事例を持たない管理職（一部行政職も含む）や事務職員が含まれている。
  - 相談対応職員数は児童福祉司以下の各項目で計上された職員数の合計値である。ただし、児童福祉司として任用された保健師数は児童福祉司数の再掲数である。性的虐待対応専任職員（面接等）についても常勤職員はほか項目の再掲として扱った（非常勤についても心理職等に含まれる可能性あるが、別に数えている）。
  - 医師・電話相談等を除く直接対人援助職とは、常時、通告等の相談受理から個別の事例への対応を担当開始する職員数として計上した。もちろん所によって実務上は様々な対応体制が敷かれているため、これは参考的数値である。
  - 保健師（児童福祉司として任用）件数は児童福祉司数の再掲として内数扱いとする。
  - そのほかの職員欄で一時保護所や委託業務職員が計上されていたところがあり、それは除外した。

表 5. 全国児童相談所の相談対応職員配置状況（平成 23 年 4 月 1 日現在 全国 207 児相+8 支所の総計）

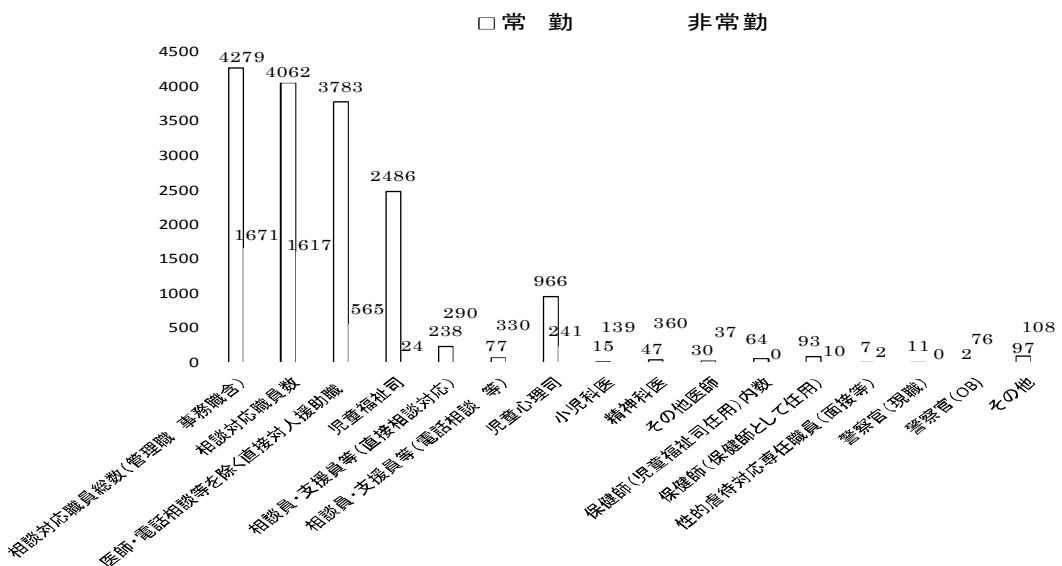


図 1. 全国児童相談所の相談対応部門の職員配置状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

## 2)−3 虐待対応体制

児童相談所における虐待対応業務が総業務量に占める比率は年々増大しているとみられ、年間 30 万件を超える業務全体の遂行を圧迫しつつある。さらに通告受理から一定時間内に実施しなければならない緊急の安全確認業務を完遂することも、困難となってくるほどの業務(通告対応)の急増が認められている所もある。こうした状況に対して、一定数以上の職員数がある児童相談所を中心に虐待対応専従職員、課、係等を配置する児童相談所が増えてきている。表 6 は虐待対応専従担当の配置の有無(別紙資料 1. 所票 表 17 の再掲)を示す。

表 6. 虐待対応専従担当の有無 (別紙資料 1. 所票 表 17 の再掲)

	件 数	あり	なし	無 回答
合計	216 100.0	112 51.9	101 46.8	3 1.4

112か所:全体の 52.1%(全数 215 か所として) が何らかの虐待対応専従職員を配置していると回答している。ほかの 101 か所: 47.0%(同上の計算)では、虐待対応専従職員を配置していない。基本的には地区担当制かそれに近い体制で相談対応しているとみられる。表 7 は虐待対応専従担当を配置した各所の規模を示す。

表 7. 虐待対応専従職員を配置した児童相談所の規模(職員数)

相談所の規模	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	計
相談対応職員総数							
虐待対応担当配置	4	21	35	20	17	15	112
縦構成比	23.5%	31.3%	62.5%	57.1%	70.8%	93.8%	52.1%
横構成比	3.6%	18.8%	31.3%	17.9%	15.2%	13.4%	100.0%
配置せず・無回答	13	46	21	15	7	1	103
縦構成比	76.5%	68.7%	37.5%	42.9%	29.2%	6.3%	47.9%
横構成比	12.6%	44.7%	20.4%	14.6%	6.8%	1.0%	100.0%
合計	17	67	56	35	24	16	215

表 7 をみると、相談所の規模により専従職員の配置が多くなっていることが分かるが、20 人以上の所では半数以上の児童相談所が何らかの担当配置を行っていること、20 人未満の規模の児童相談所でも 20～30% の児童相談所が何らかの虐待対応担当職員を配置している (25/84:28.6%)。

虐待対応専従職員の配置については、二つの区分要素がある。ひとつは配置体制が、専従と言いつながらも完全な専任体制か何らかの兼務状態にあるか、さらにはチームアプローチの一員として、面接や保護者支援プロ

グラムを進めるための要員として基本的な所体制に追加的に参与しているかである。もう一つは担当領域が、初期の緊急対応としての安全確認と緊急保護の判断と実施のみ、あるいはその後の施設入所・在宅指導の決定あたりまでに限定されているか、相談の全過程を担当するかである。またそれ以外にも、各児童相談所の管内を担当するのか、複数管内を広域に担当しているなど、実質的なバリエーションは複雑であるが、主な概要イメージは表8のようになる。

表8. 虐待対応専従職員の配置と担当領域の概要

担当領域 職員配置	相談担当領域	
	部分限定した担当	全過程を担当
完全専従体制	例:緊急保護チームとして通告受理直後の48時間以内の安全確認と緊急保護を担当。あるいは一時保護後の施設入所措置、28条申し立て等までを担当。以後は一般相談担当に引き継ぐ。 各管内の対応の場合と複数の管内をまとめて広域担当する場合がある。	例:虐待相談と識別される事例はその全相談過程を担当。各管内の対応の場合と複数の管内をまとめて広域担当する場合がある。 ほかの相談内容で対応開始された後に虐待問題が判明・浮上した事例も担当とするか、ほかの主担チームへ応援参加するなどはばらつきあり。
何らかの兼務体制	例:児童心理司、医師などでほかの相談対応にも関与しながら、虐待相談では各局面にチームスタッフとして参加、面接や診察、治療・指導等を担当。 特定の作業、被害確認や保護者支援などの作業に特化した専門対応スタッフとして、チーム編成、運営に関与する。	例:所内のライン・職階としてSVなどの管理的な担当者が、虐待相談があった場合には、専従的に地域担当者とチームを組み、全相談過程を共同担当する。 多くの場合、同時に複数の担当者と複数の事例を同時並行的に担当する。

虐待専従職員を配置していると答えた112か所における各職種別の配置状況については別紙資料1. 所票表18~24のとおりである。各職種別に専従の常勤、専従の非常勤・嘱託等、兼務配置を尋ねた。各項に無回答件数が多くみられるが、いずれも概ね、その項の該当無しに等しいとみられる。

虐待対応専従担当職員の配置状況は、組織・体制の違いも含めて複雑である。そもそも虐待相談件数と対比しようとしても、その担当の仕方が同一でない。職員数としてみると表9、図2、図3となる。

虐待対応には基本的に常勤職員が充てられている。警察官は現職派遣もOB職員も全員が何らかの形で虐待対応に関与している。「そのほか職員」で相談対応に充てられている非常勤・嘱託職員の多くが虐待対応のための配置である(71.2%)。保健師として配置されているうちの41.7%が虐待対応に従事している。児童福祉司では15.6%、児童心理司では4.1%となっており、専従職員配置をしている相談所が全体の51.9%であることも含めてみても、まだまだ多くの児童福祉司、児童心理司は虐待専従対応にはない(緊急時対応の参加とは別)。

表9. 虐待対応専従職員の構成(平成23年4月1日現在 112児童相談所) 全職員構成比は対人援助職数が母数

勤務形態	職種	虐待対応専従職員 合計数	児童福祉司					児童心理司					保健師					医師					警察官(現職派遣)		警察官(OB)		その他	
			児童福祉司	児童心理司	保健師	医師	警察官(現職派遣)	警察官(OB)	その他																			
専従	常勤	472	358	37	38	0	6	3	30																			
	横構成比	100.0%	75.8%	7.8%	8.1%	0.0%	1.3%	0.6%	6.4%																			
	縦構成比	67.8%	91.6%	74.0%	88.4%	0.0%	54.5%	7.7%	20.5%																			
	非常勤・嘱託等	177	16	2	3	8	5	35	108																			
	横構成比	100.0%	9.0%	1.1%	1.7%	4.5%	2.8%	19.8%	61.0%																			
	縦構成比	25.4%	4.1%	4.0%	7.0%	50.0%	45.5%	89.7%	74.0%																			
他課・他業務と兼務	47	17	11	2	8	0	1	8	8																			
	横構成比	100.0%	36.2%	23.4%	4.3%	17.0%	0.0%	2.1%	17.0%																			
	縦構成比	6.8%	4.3%	22.0%	4.7%	50.0%	0.0%	2.6%	5.5%																			
	合計	696	391	50	43	16	11	39	146																			
各職種全員構成比	横構成比	100.0%	56.2%	7.2%	6.2%	2.3%	1.6%	5.6%	21.0%																			
	縦構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																			
	各職種全員構成比	12.2%	15.6%	4.1%	41.7%	2.5%	100.0%	50.0%	71.2%																			

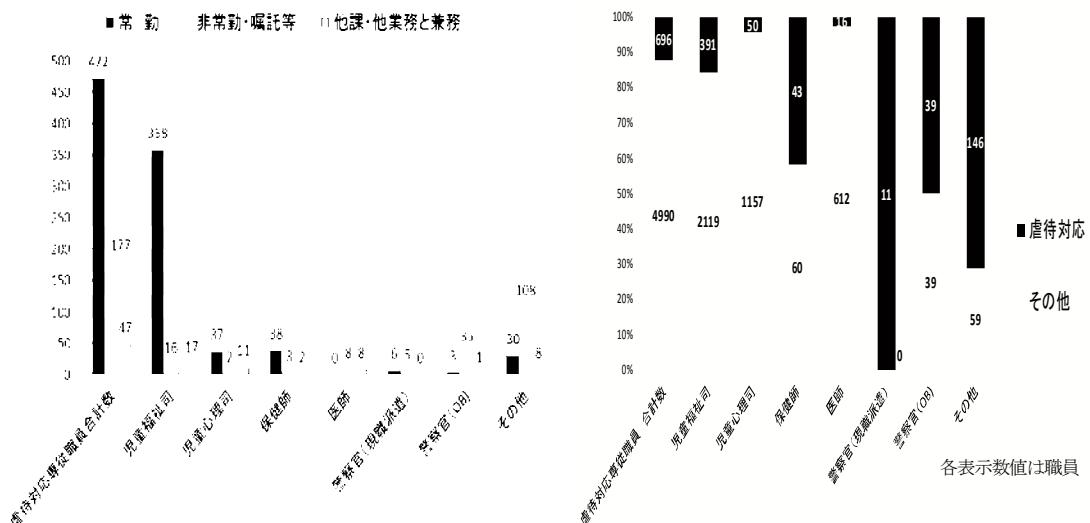


図 2. 虐待対応専従職員の構成  
(平成 23 年 4 月 1 日現在 112 児童相談所)

図 3. 虐待対応専従職員の各職種別職員内の構成比  
(平成 23 年 4 月 1 日現在 112 児童相談所)

図 3 にみる構成比は複数の担当状況の合算である。各所ごとに担当地域について広域か管内のみか、広域の場合、対応チームはどう組んでいるか、管内のみの場合、対応チームはどう組んでいるかについて尋ねた。ただし、広域担当と回答した児童相談所のうち、政令市・中核市にあたる自治体の児童相談所が 3 か所あり、管内のみを担当に該当し、各地区担当者と違って管内全域を担当することと管外を含む広域担当が混同されていることがうかがわれたため、別紙資料 1. 所票 表 25~27 に修正を加えた（表 10~12 図 4）。

表 10. 相談担当の仕方

虐待対応専従担当の有無 … あり

	件数	複数の管内を 広域担当	各児相の管内地 区のみを担当	無回答
合 計	112	2	106	4

表 11. 広域担当の場合

虐待対応専従担当の有無 … あり

相談担当の仕方 … 複数の管内を広域担当

	件数	各児相の地区担 当とチームになっ て対応	専従班として対 応業務全般を専 従班で担当	専従班として特 定業務を担当 (保護や被害確 認、親子支援等)	無回答
合 計	2	1	0	1	0

表 12. 管内地区のみ担当

虐待対応専従担当の有無 … あり

相談担当の仕方 … 各児相の管内地区のみを担当

	件数	各児相の地区担 当とチームになっ て対応	専従班として対 応業務全般を専 従班で担当	専従班として特 定業務を担当 (保護や被害確 認、親子支援等)	無回答
合 計	106	41	56	5	1

約 37% : 41 か所が、管内地区担当とチームを組み、7% : 8 か所が、保護や治療など特定領域のみを分担している。

所としての職員規模の大小、専従担当の規模にもよるが、所として各地区担当制を敷いているところでは専従担当と地区担当がチームを組み、地区担当を置いていない所では業務全体を担当する傾向にあるとみられる。

表 10~12 の虐待対応専従職員の体制は多岐・多様である。担当状況別の職員構成の常勤、非常勤、兼務の配置状況は図 4 のとおりだが、各職種別の構成は表 13 のとおりである。各所ごとの専従班の人数は計上していないが最大規模、最小規模、中央値を示す。

表 13 をみると、虐待対応専従職員を配置しているところの 50% : 56 か所が、管内の虐待相談の全過程を担当している。

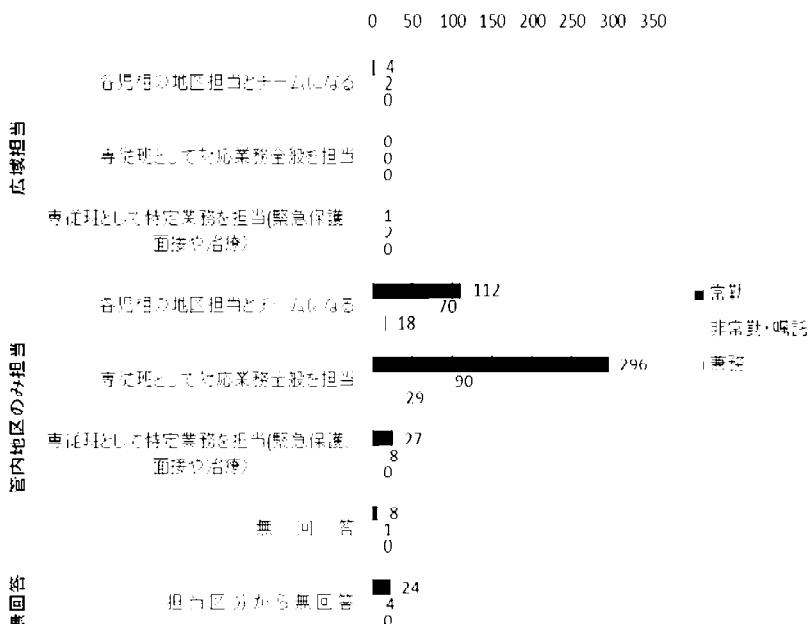


図 4.虐待担当の仕方別 配置職員の構成

表 13. 虐待対応専従職員の担当形態別配置数 112か所 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

担当区分	か所数	担当状況	配置人員 か所数 最大値 最小値 中央値	全体		児童福祉司		児童心療司		保健師		医師		警察官(現職)		警察官(OB)		その他	
				常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託
管内地 区のみ 担当	106	各児相の地区担当とチームになる	1 6 4	2	0	2				2									2
		専従班として対応業務全般を担当	0 0 0	0	0	0													
		専従班として特定業務を担当(緊急保護、面接や治療)	1 3 1	2	0	1											1		1
無回答	4	各児相の地区担当とチームになる	41 1 32 3	112	70	18	78	10	5 13	1 5 10	2 1	2 3 1	5	3 14 1	7 36	3			
		専従班として対応業務全般を担当	56 1 20 7	296	90	29	233	5	12 19	1 6 20	1	6 5 5		17	19 61	5			
		専従班として特定業務を担当(緊急保護、面接や治療)	8 1 9 4.5	27	8	0	18	1	3		3 1				1	3	5		
		無回答	1 9 8 6	1	0	6				2					1				
合計	112		32 1 5	472	177	47	358	16	17 37	2 13 36	3 2 0	8 8 6	5 0 3	35 1 30	108	8			

## 2)-4 保護者支援体制

虐待対応の専従担当化と並んで、親子の関係調整、指導・治療を担当する専従職員、課・係を配置する児童相談所も増加しつつある。親子支援担当の対象者は必ずしも虐待事例だけではない場合もあるが、中心は、やはり虐待事例における親子再調整である。初期の介入的な対応から保護者と対立しやすい児童相談所にとって、その後の保護者支援、親子関係調整については別に支援専任者を置いて、介入とは異なる保護者との関係性を設定することが適切とする考え方もある。表 14 に設置状況を示す。親子支援担当者を置いているのは 26 か所(そのうち 15 か所は虐待対応専従員も配置)である。別紙資料 1 所票 表 29~34 に各職種の親子支援専従担当の配置状況を示す。

表 14. 親子支援の専従担当の有無

	件数	あり	なし	無回答
合計	215 100.0%	26 12.1%	185 86.0%	4 1.9%

虐待対応専従担当に比べると親子支援担当はずっと小規模で、また実施か所数も 26 か所と少ない。親子支援担当と虐待対応専従担当を共に配置している所は 15 か所あり、親子支援担当のみ配置しているところは 11 か所である。表 15 に職員の配置状況を示す。

表 15 をみると、親子支援担当者はその 69.2%:18 か所で管内の地区担当者とチームを組んで活動しており、そのうちの 9 か所には虐待対応専従担当も配置されており、さらにそのうちの 5 か所は虐待相談専従担当だけで虐待相談の全過程を担当している。したがってその 5 か所では親子支援担当は虐待対応専従担当とチームを組んでいるものとみられる。残る 4 か所では、虐待対応専従担当は地区担当者とチームを組んで活動しており、親子支援担当も地区担当者とチームを組んでいるので、事例によっては 3 者が共同してひとつのチームとなっている可能性もある。残る 9 か所では虐待対応専従担当者は設定されておらず、親子支援担当は地区担当者とだけチームを組んでいることになる。

専従班として親子支援業務全体を担当していると回答しているのは 3 か所である。また面接や治療など、特定業務範囲だけを担当しているところは 2 か所である。

いずれの所においても、事例ごとに、様々な対応の組み合わせが同時並行していることが多く、すべての事例で同じ対応とはなっておらず、実施されている対応体制を詳細に分類的に扱うことは実際的ではない。親子支援担当者、虐待対応専従担当者が共に配置されている所であれば、虐待事例ごと、局面ごと、課題ごとに、地区担当児童福祉司、虐待対応専従担当者、親子支援担当者の 3 者の様々な組み合わせによるチームが活動している実態にあるとみられる。

保護者へのアプローチ、治療的プログラムの実施状況は、こうした体制とも連動する課題であるが、実態は必ずしも専従班の有無に限らない多様な取り組み状況があり、別に述べることしたい。

表 15. 親子支援担当職員の担当形態別配置数 26 か所 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

担当区分	か所数	担当状況	か所数	配置人員		児童福祉司		児童心理司		保健師		医師		警察官(現職 OB)		その他	
				最大値	最小値	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託	常勤	非常勤・嘱託
広域担当	1	各児相の地区担当とチームになる	0	0	0	0	0										
		専従班として対応業務全般を担当	0	0	1	0	0	1									
		専従班として特定業務を担当(緊急保護、面接や治療)	1	1	0	0	0										
管内地区のみ担当	24	各児相の地区担当とチームになる	18	8 1 2	35 3 2	19 5 2	3 1 2	21 0 4		13 1 1	14 1 0	3 2 0					1 0 1
		専従班として対応業務全般を担当	3	3 1 2	5 1 2	1 0 2	0 4 3.5	4 2 0		1 1 1							1 1
		専従班として特定業務を担当(面接や治療)	2	5 2 3.5	4 2 3.5	3 0 2	0 2 1	2 0 1		1 1 1							1 1
		無回答	1	6 1 2	5 1 0	1 0 0	0 1 1	1 1 1		3 1 1							
無回答	1	担当区分から無回答	1	1 1 2	2 0 0	0 0 1	0 0 1	0 0 1		1 1 1							
合 計			26	8 1 2	52 24 30	24 3 30	3 0 1	0 19 16	1 3 1	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	2 7 0	

## 2)−5 虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれるスタッフの配置

### 医療関係者の配置状況

表 5、図 1 において基本的な児童相談所における医師の配置状況を示したが、虐待対応に関して相談やコンサルテーション、SV を提供してもらえる専門的な医師の専門科を表 16 に示す(別紙資料 1. 所票 表 38 の再掲)。最も多くの所が活用しているのは児童精神科医で、回答のあった 216 か所中 131 か所 (60.6%) が利用している。次に多いのは小児科 (95 か所 : 44.0%)、次に法医学医師 (53 か所 : 24.5%) となっている。法医学医師は虐待対応上の受傷の判断等、虐待対応において特に重視される分野であるが、全国的にみて、児童精神科と同じく、どこでも容易に接触できる医師が見つかるわけではなく、今後の重要な課題である。性暴力被害に關係が深い産婦人科医師は 22 か所 : 10.2% と、か所数は少ない。診察や相談ができる産婦人科病院・医院の有無は性暴力被害に遭った子どもへの支援においては極めて重要であり、この点での充実は急務である。無回答の所が 52 か所あり、中には相談できる専門医を確保できていない児童相談所があるとみられる。

表 16. 医師の専門科 (別紙資料 1. 所票 表 38 の再掲)

	件 数	児童 精神 科	小兒 科	産婦人 科	脳外 科	法医学	放射線 科	その 他	無 回 答
合 計	216 100.0	131 60.6	95 44.0	22 10.2	4 1.9	53 24.5	3 1.4	18 8.3	52 24.1

## 2)–6 虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれるスタッフの配置

## その他専門家の配置

虐待対応に関する重要な専門家としては、医師のほか、弁護士と学識経験者がある。これらの外部専門家は例えば社会福祉審議会などのスタッフとして、主管課が組織として雇用する場合もあるが、児童相談所として現場に直結する形での雇用・配置状況を尋ねた。表 17 (別紙資料 1. 所票 表 39 の再掲)によれば、72.2% : 156 か所が弁護士を配置している。学識経験者は 25.0% : 54 か所であるが、おそらく自治体としては別な形でも雇用、諮問等が可能な場合が多いとみられる。

表 17. そのほか専門家の配置 (別紙資料 1. 所票 表 39 の再掲)

	件 数	弁護 士	大 学 等 学 識 関 係 者	無 回 答
合 計	216 100.0	156 72.2	46 21.3	54 25.0

## 2)–7 法的対応における弁護士の参加・協力の有無と内容

虐待事例での法的対応においては、法律家の協力の有無が特に重要である。裁判所への申し立てのほか、保護者・関係者との対応においても、子どもへの直接的な支援においても、法的な対応を要する事案は増加してきており、當時、法的な観点からの判断や専門家の助言を要する事案は増加している。表 18 に法的対応における弁護士の参加状況、表 19 にその内容、表 20 に子どもへの支援についての法律家の関与状況を示す (いずれも別紙資料 1 所票 表 40~42 の再掲)

いずれも相談・助言、コンサルテーションという活用状況が多く、代理人、付添い人等の法的手続きをによる直接の関与があるところは少ない。費用面、人員面の課題があるのかもしれない。法的対応における法律家の関与は、警察・検察との関係においても、裁判所への申し立て等においても児童相談所の法的対応にとって極めて重要である。今後とも戦力強化に取り組む必要がある重要課題である。

表 18. 法手対応における弁護士の参加・協力の有無

(別紙資料 1. 所票 表 40 の再掲)

	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	216 100.0	187 86.6	19 8.8	10 4.6

表 19. 内容・児相対応

法的対応における弁護士の参加・協力の有無 … あり (別紙資料 1. 所票 表 41 の再掲)

	件 数	シ ・ ン 相 談 の み シ ヨ	言 申 し 立 て ・ 告 発 の 助	申 し 立 て 代 理 人	無 回 答
合 計	187 100.0	103 55.1	113 60.4	64 34.2	4 2.1

表 20. 内容・子ども支援

法的対応における弁護士の参加・協力の有無 …あり (別紙資料1. 所票 表42の再掲)

	件数	相談・助言者	い 法 的 対 応 で の 付 き 領	告 告 の 代 理 人	無 回 答
合 計	187 100.0	131 70.1	30 16.0	21 11.2	42 22.5

ここまで虐待対応全般に関する児童相談所の体制についての情報整理を行ってきた。個々の情報はさらに、管内人口、児童人口、相談件数、一時保護件数等々の数値を加えて検討することが可能である。ただし、今回の調査は子どもの性暴力被害に関することなので、基本的な概要報告とし、若干考察で検討を加える。

今後、機会があれば、虐待対応の所体制について、さらに発展的に検討することも考えたい。

これ以降は、所票調査において、子どもの性暴力被害事案について尋ねた情報項目の結果である。

## 2)−8 性暴力対応体制：性的虐待対応ガイドラインの周知と業務反映状況

児童相談所における性的虐待対応については、平成20年～23年度に実施された厚生労働科学研究事業で作成された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版（以降、ガイドライン2011年版と表記）」と、厚生労働省が作成した「子ども虐待対応手引き」がその基本的な指針を示してきた。特に詳細な実務上の対応手順については、被害確認面接（forensic interview：司法面接とも呼ばれている）の実施や通告直後の初期被害調査面接、調査保護の判断等、ガイドライン2011年版において整理・提示された内容が重要で、それらは延べ250回を超える各地での職員研修、20回を超える被害確認面接トレーニングなどを通じて全国の児童相談所職員に周知・展開してきた。もちろん、それらの手順は、性的虐待対応だけに留まらない、子ども虐待対応全般にわたる介入と支援のあり方や保護者支援の検討を含み、またわが国ではまだ一般化していない、性暴力加害者の排除原則などにも触れており、必ずしもすべてが既に広く合意形成された事柄だけではない、提案や検討要請も含むものとなっており、実務の中で個別の事案を通じて対応を検討すべき事柄も含んでいる。

平成23年度以降、そうした課題提起を受け、いくつかの自治体が独自に性的虐待対応のガイドラインを検討・作成する動きを見せているのも、そうした流れの中にある重要な取り組みである。

今回の調査では、所としての対応体制とガイドライン2011年版の周知状況を尋ねている（表21）。

表21. 性的虐待対応体制と性的虐待対応ガイドライン2011年版の周知状況（平成23年4月1日現在）

対応体制	性的虐待対応ガイドライン2011年版の周知状況					合計
	1. 全部読んでいる	2. 概ね目を通した	3. 一部読んだが読んでいない	4. 一応知っている	5. よく知らない	
1. 原則ガイドライン2011年版に従って対応	12	45	30	1		88
	2. 独自のガイドラインに従って対応		5	1	1	7
3. 一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応	3	36	39	23	6	111
4. 特に意識していない		1	1	2	3	7
無回答		2				2
合計		15	89	71	27	9
						4 215

	周知+	周知-	計
体制あり	87	1	88
その他の体制	88	39	127
計	175	40	215

フィッシャーの直接確率 \*\*\*:1%有意 \*:5%有意

両側P値 0.0000 \*\*  
片側P値 0.0000 \*\*

CramerのV 0.3737  
YuleのQ 0.9494

ガイドライン2011年版の周知状況を1～3を「周知+」群、4～無回答までを「周知-」群とし、全215か所を再集計し、対応体制1.を「体制あり」群、それ以外を「そのほかの体制」群として比較したところ、1%水準でガイドラインの周知状況が、各所の対応体制に反映している可能性が支持された。（フィッシャーの直接確率検定）

表21から見えてくることとして、当然のことながら、ガイドライン2011年版の周知状況によって、所としての体制に違いが生じている、あるいは所体制の整備状況とガイドラインの周知状況に何らかの並行関係が認められる。この傾向は以降の様々な対応体制についての各項目とも重複する基本的な傾向性を示すとみられる。

## 2)−9 性暴力対応体制 初期調査

### ① 対応体制と初期被害調査の実施

性的虐待・家庭内性暴力被害、あるいはそのほかの性暴力被害事案において、被害を受けた可能性のある子どもについて、何らかの被害の疑いの通告を受理してから、児童相談所が最短時間で直接、子ども本人から事情を聴くことが特に重要である。被害者である子ども自身も自身もその周辺の非加害の人物も、時間経過と共に被害

を恥じ、家族がスキャンダルに巻き込まれること、被害事実が社会化することで烙印化が始まる強く怖れ始める。被害者である子どもは家族やそのほかの利害を共有する人間関係が、自身の被害事実の発覚によって傷つき、破壊されることを特に強く怖れる。

家庭内性暴力被害の場合、被害者である子ども自身も、何も知らない家族に対して隠し事を持った「悪い子」であるとの認識にあり、事実の発覚によって自身を被害から守ることよりも、家族を裏切ってきた共犯者として自分と家族との大切な関係が壊れる事を強く怖れる。通常はこうした制止があるために家庭内性暴力被害を当人から発覚させることはめったに生じない。にもかかわらず、こうした葛藤・障壁を越えて何らかの告白・ほのめかしが表出された場合、被害者当人の葛藤は極限にあると想像され、時をおかず、告白の試みは撤回され、再び隠されてしまう。こうした状況にあって被害状況を把握するためには、できるだけ短時間で児童相談所が被害者当人と接触し、被害の徵候を直接、確認することが対応開始時の重要事項となる。

表 22. 通告受理直後の初期被害調査について

分類項目内容		初期対応1~5についての各所の実施状況										計	
通告受理直後の初期対応	1. 通告が子どもの開示直後であれば即日直接接触を原則	●	●	●	●	●	●					79	
	2. 通告が子どもの開示直後であれば出来るだけ速やかに接触	●					●	●	●			89	
	3. 通告者に追加調査を頼むこともある	●	●	●	●		●		●			8	
	4. 周辺調査を含む情報収集を行って対応手順を判断する	●	●		●			●		●		31	
	5. 特に定めなく事例ごとに様々に対応している	●								●		20	
無記入										●		5	
対応体制	1. 原則ガイドライン2011年版に従って対応	1	1	1	1	1	24	1	44	7	4	388	
	2. 独自のガイドラインに従って対応						5	1	1			7	
	3. 一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応			1	1		39		37	1	16	151	
	4. 特に意識していない						3		2	2		7	
	無記入								1	1	1	3	
合計		1	1	2	2	1	71	1	1	85	1	26	195

フィッシャーの直接確率		対応体制		
		1	2+3+4	計
初期調査	1+2	74	11	85
	3+4+5	90	34	124
計	164	45	209	

フィッシャーの直接確率		対応体制		
		1+3	2+4	計
初期調査	1+2	152	43	195
	3+4+5	12	2	14
計	164	45	209	

フィッシャーの直接確率 \*\*:1%有意 \*:5%有意  
両側P値 0.0160 \*  
片側P値 0.0088 \*\*

フィッシャーの直接確率 \*\*:1%有意 \*:5%有意  
両側P値 0.7388  
片側P値 0.3854

CramerのV 0.1730  
YuleのQ 0.4353

CramerのV 0.0472  
YuleのQ -0.2585

#### 【表 22 の読み方】

上段の通告受理直後の初期対応について各児童相談所が1~5の、どの対応を実施しているかを●で縦に示す。例えば左から3列目は1.3.4を並行実施しており、対応体制はガイドライン2011に従っている所が1か所、一般的虐待対応手引きの範囲に従っている所が1か所あると読み取れる。

ガイドライン2011年版にそった対応1とそれ以外の対応を、被害にあったと思われる子どもへの初期被害調査のための最短時間での接触を意識した1+2群とそのほか3+4+5群と比較したところ、統計的有意差が認められた。

対応体制としてはガイドライン2011年版に従ったものと子ども虐待対応手引きに従ったものが大半を占めるが、そのいずれかを対応原則としたものとそれ以外を比較しても、初期対応に有意差は認められなかった。したがってガイドライン2011年版に従った対応体制をとるかどうかが、各所の対応手順の違いに有意に反映している可能性が高いとみなされる（フィッシャーの直接確率検定）。

表22によると、全般に性暴力被害の通告受理からの最短時間での接触の必要性は、ガイドライン2011年版と一般的な虐待対応手引きの両方で指摘されている。ただし、ガイドライン2011年版に従った対応とそうでない対応では統計的に微妙だが有意差が認められ、児童相談所としての即座な初期対応の設定に若干の差が生じていることが疑われる結果となっている（詳しくは別紙資料1 所票 表43, 44参照）。

表22によれば、児童相談所の性暴力被害通告直後の対応は、出来るだけ早急に子ども本人と接触するか、慎重に周辺調査をすることから始めるかに2分されていることを示している。また、部分的ではあるが、初期調査が場合によっては複雑さを持つ可能性も示している。有効回答209か所中156か所(74.6%)は即日か最短時間で子どもに接触すると回答しているが、8か所はそれ以外の対応も同時に採用すると回答している。これらの回答が示すのは、何らかの事案条件によって対応手法の選択にバイアスがかかるという事を示している。子どもの態度、家族状況、相談経過、疑われる被害の蓋然性、子どもの居場所や家族・親族の状況などが様々な働き、対応にバイアスが生じることは当然もあるが、そのために子どもの最善の利益の保障に相違が生じてはいけない。

## ② 初期被害調査面接の実施

ガイドライン 2011 年版では、初期調査の中心的手順として初期被害調査面接の実施を挙げている。欧米のように、裁判所への申し立てを前提とした時限付きの子どもの保護拘束による調査を、法的な介入的手順として定めていないわが国では、初期の対応課題である調査保護の要否を判断する作業は、わが国特有の初期対応手順と位置づけられる。家庭内性暴力被害の疑い通告を受理した児童相談所長は、通告受理に基づく安全確認調査によって緊急一時保護の要否判断を行う必要があり、事実の詳細を調査する目的で一時保護を行うとしても最低限、緊急保護の理由を確保することが求められる。

性暴力被害の疑い事案では、客観的な事実証拠に乏しく、また詳細な被害調査をするため、被害者を対的に複雑な利害関係が入り混じる環境から一時的に分離保護することがしばしば必要となる。これを調査保護と呼ぶ。児童相談所は最小限度の保護の要否・理由を確認するための調査が必要となる。ガイドライン 2011 年版では、これを初期被害調査面接と呼び、より本格的な被害確認面接（forensic interview）とは区別して、通告に至った初期の要件内容だけを確認することにより、調査保護の要否を判断するための調査面接としている。この初期被害調査面接の児童相談所での実施状況を表 23 に示す（詳しくは別紙資料 所票 表 45～52 参照）。

表 23. 初期被害調査の実施（別紙資料 1. 所票 表 46 の再掲）

	件数	あり	一部事例で実施	実施していない	無回答
合計	216 100.0	120 55.6	76 35.2	16 7.4	4 1.9

初期被害調査面接を実施していると回答した児童相談所は 196 か所（91.2%）と大半の所が実施している（別紙資料 1 所票 表 88）。ただし、すべての事例で実施している所は 63 か所（実施か所の 32.1%、全所の 29.3%）、事例に応じて実施している所が 120 か所（実施か所の 61.2%、全所の 55.8%）、必要だが実施に限界があると回答した所が 5 か所（実施か所の 2.6%、全所の 2.4%）である（別紙資料 1 所票 表 47）。

面接者の設定は 2 人が 86 か所（実施か所の 42.3%）、1 人が 34 か所（実施か所の 17.3%）、随時検討して設定いるのが 74 か所（37.8%）である（別紙資料 1 所票 表 48）。

面接者の性別については、被害者と同性が最も多く 105 か所（実施か所の 53.6%）、加害の性を避けて設定しているところが 59 か所（30.1%）、可能な限り配慮するが職員の配置上限界あると回答した所が 28 か所（14.3%）である（別紙資料 1 所票 表 49）。

子ども虐待事例における調査対応は基本的に個人で実施するのではなくチームアプローチが原則となる。利害当事者への立証性ある介入根拠の確保として被害事実確認の調査は複数対応が原則である。ただし、実務的にはチームアプローチは児童相談所の規模に応じてその負担にかなりの差がある。特に定めずに随時対応しているとした所が最も多く 110 か所（56.1%）、3～4 人が 42 か所（21.4%）、2 人が 40 か所（20.4%）である（別紙資料 1 所票 表 50）。

初期被害調査面接に特化した対応を実施していないと回答したのは 16 か所（全体の 7.4%）である。一般面接として必要に応じて対応しているとした所が 15 か所（特化した面接をしない 16 か所の 93.8%、全体の 6.9%）、原則的に通告者からの事情聴取を中心とするとした所が 1 か所である（別紙資料 1 所票 表 51）。

初期被害調査面接は、これまでの児童相談所の臨床的対応としての面接の中では特異な面接である。被害確認面接ほどには法的な厳密性が問われてはいないものの、一時保護という強い介入行為の判断のための調査であり、緊急対応という面からも特異な面接である。

表 24（別紙資料 1 所票 表 52 の再掲）によれば、初期被害調査面接について必要性ありとした回答した所は 153 か所（70.8%）、緊急出動の安全確認の場合のみ必要とした 10 か所を加えると、163 か所：75.5% が、初期被害調査面接の必要性を認識している。また、必要性は認めつつもなお検討段階としたところは 15 か所（11.2%）あり、それらの相談所の規模は表 25 のとおりである。6 か所が 20 人未満の規模の児童相談所で、

これらの規模の児童相談所では、おそらくいずれの虐待相談においても、緊急保護のための出動でない限り、即時の対応に投入できる人数に制限があるとみられる。残る9か所は人員的な課題と共に具体的な技術的課題を検討中なのかもしれない。初期被害調査面接は被害確認面接と同様に、面接技術習得のための集中研修が各地で取り組まれてきたが、まだまだ多くの児童相談所職員が経験するには至っていない。

表 24. 初期被害調査面接の必要性の有無（別紙資料1 所票 表 52 の再掲）

	件数	必要性あり	場合のみ出動安全確認の	緊急出動	必要性がある段階もしだれ	必要性の認識無い	未検討	無回答
合計	216 100.0	153 70.8	10 4.6	15 6.9	-	9 4.2	29 13.4	

表 25. 表 23 で検討段階とした児童相談所の規模

児童相談所の規模	1~10人未満	10~20人未満	20~30人未満	30~40人未満	40~50人未満	50人以上	計
か所数	1	5	4	3	2	0	15

### ③ 調査保護

②の初期被害調査面接は、性暴力被害の疑いに関する通告受理直後の安全確認として実施されるが、それは直ちに緊急の調査保護の要否判断となる。調査保護についての児童相談所の回答は、別紙資料1. 所票 表 53～58に示す。

調査保護は、わが国では一般的な相談対応上の一時保護の中の特異な適用例と位置付けられ、特に法定化された手続きが設定されているわけではないが、児童相談所の運営指針でも事実調査のための一時保護の実施の重要性が明記されている。原則的に調査保護をほかの一般保護と区別して意識的に実施していると回答した所は161か所：74.5%となっており、調査保護についての意識はかなり高い。意識的に調査保護を区別していないとした所は51か所：23.6%である（別紙資料1 所票 表 53）。

突出した介入である調査保護は、虐待対応における介入的対応の中でも特に、当人・保護者からの強い抵抗を受けやすく、従来からの福祉機関としての相談対応原則との摩擦が避けられない行為である。保護の困難に対しては、どのように対応しているか尋ねた（別紙資料1 所票 表 54）。調査保護を意識的に実施している161か所中、139か所：86.3%が基本的に何とかして調査保護を実施している。ただし、一時保護所の状況や介入後の見通しの困難のために保護を強行できないことがあるとする報告も24か所：14.9%（全所の11.2%）もあることが注目される。当該事例についての保護の必要性の判断要因ではなく、一時保護所の状況やその後の支援体制の見通しの問題から保護の困難が発生しているとすれば、それは体制整備の課題があるということである。確かに性暴力被害の事例の中には、一時保護所での生活で強い不適応問題を示すものや、長期分離と支援のための施設がなかなか見つからないなどの課題があると言われてきたが、この24か所の児童相談所はまさにその経験をしていることを示しているとみられる。

調査保護はガイドライン2011年版で要件整理が提案され、①思春期以上の子どもの、詳細な性被害の説明があるもの、②思春期以前の子どもの、何らかの性暴力被害を疑わせる発言が確認されるもの、⑤第三者による目撃や客観的な証拠にあたる情報があったもの3要件を調査保護実施の基本要件とした。「別紙資料1 所票 表 55」によると、この要件に基づいて判断している所は114か所：52.8%であり、そのうち、①を中心としているところが31か所：14.4%、ガイドラインとおり①②⑤を要件としているところが83か所：38.4%、となっている。個別判断やそのほかの基準（おそらく従来の虐待対応の手引き等の判断基準に従ったもの）をしているところが83か所：38.4%である。これを「別紙資料1 所票 表 44」の回答：ガイドライン2011年版の業務反映状況と掛け合わせると、表26、図5のとおりとなる。

表 26. 調査保護の要件設定と対応全体の基準の設定（ガイドライン2011年版の参照程度）の関係

	ガイドライン 2011年版の 参照	調査保護の要件						総 計
		ガイドライン の①中心	ガイドラインの ①②⑤中心	その他の 基準	基準は特に定め ず個別判断	合 計	無回答	
1. 原則ガイドライン2011年版に従って対応		15	45	0	22	82	6	88
2. 独自のガイドラインに従って対応		1	4	0	2	7	0	7
3. 一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応		15	32	1	52	100	11	111
4. 特に意識していない		0	2	1	4	7	0	7
合 計		31	83	2	80	196	17	213
無回答		0	0	0	1	1	1	2
総 計		31	83	2	81	197	18	215

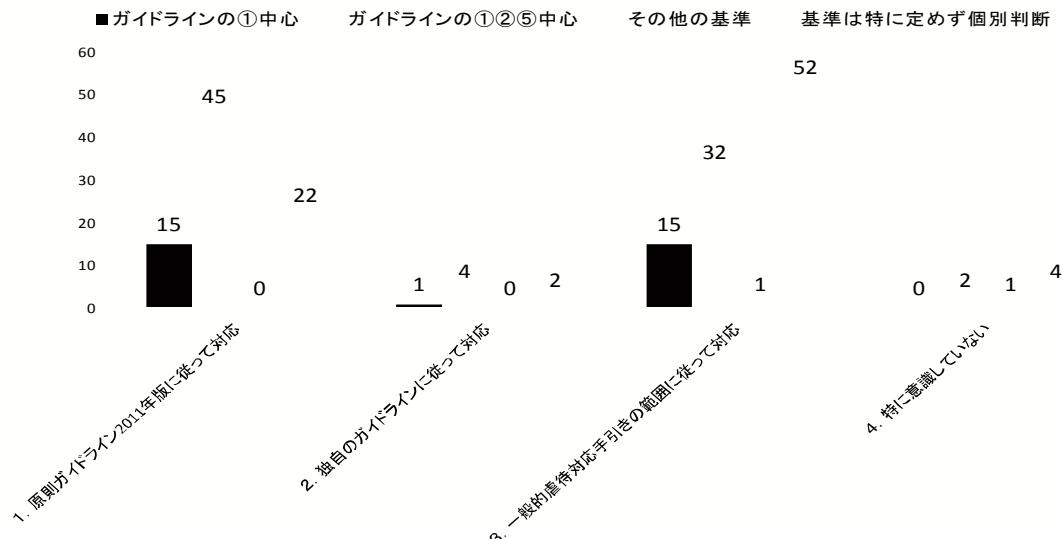


図 5. 調査保護の要件設定と対応基準の設定（ガイドライン 2011 年版の参考程度）の関係

フィッシャーの直接確率			
	ガイドラインの ①②⑤中心	それ以外	計
ガイドライン	60	22	82
それ以外	54	60	114
計	114	82	196

フィッシャーの直接確率 \*\*\*:1%有意 \*:5%有意  
両側P値 0.0004 \*\*\*  
片側P値 0.0002 \*\*

CramerのV 0.2580  
YuleのQ 0.5038

フィッシャーの直接確率			
	ガイドラインの ①②⑤中心	それ以外	計
1+3	107	75	182
2+4	7	7	14
計	114	82	196

ガイドライン 2011 年版を基準として対応している所とそれ以外について調査保護の要件設定に差があるかどうかみたところ、1%水準での有意差が認められた。虐待対応手引きとガイドラインを併せる有意差は認められなくなる。

ただし、これらは基準適用の原則設定の違いを示すだけで、結果的な保護に差があったかどうかを示すものではない。

表 26、図 5 を見ると、性暴力被害事例の対応を基本的にガイドライン 2011 年版に準拠している所では要件①②⑤が最も重視されているのに対して、一般的虐待対応手引きの範囲で対応している所では個別判断が重視されていることがわかる。

一時保護の強行性をめぐる重要な要件に当人の同意の有無がある。従来の相談保護においては本人・保護者の同意・承諾が強く求められてきたのに対して、虐待介入における保護においても当人・保護者の同意・承諾をどの程度まで重視して行うか、あるいは同意・承諾要件とは別に、理解と協力を得られる努力までとするか、あるいはより強行性を全面にして原則的に同意要件を外しあは職権保護としているか尋ねた（別紙資料 1 所票 表 56）。

「別紙資料 1 所票 表 56」によれば、保護の強行性を強く意識している所は 11 か所 : 5.1% とまだ少ないが、同意・承諾ではなく、理解を得る努力を行うとした所が最も多く、126 か所 : 58.3% となっている。年長児の場合、当人の同意が得られないと保護が困難と感じている所も 21 か所 : 9.7% である。

保護の判断に関するこうした対応の分岐が経験的な要件ではなく、前提要件となっていることについては今後議論が必要とみられる。さらに、本人の同意を一時保護の前提条件としている所が 50 か所 : 23.1% あり、虐待対応における一時保護要件のあり方そのものにかかる議論がまだ必要であることを示している。

調査保護をそのほかの一般的な相談保護と区別する重要な点の一つは、保護基準の設定と並んで、保護期間の限定性にある。一般的な相談による一時保護は児童福祉法により、基本的に 2 か月が一つの期限である。これ